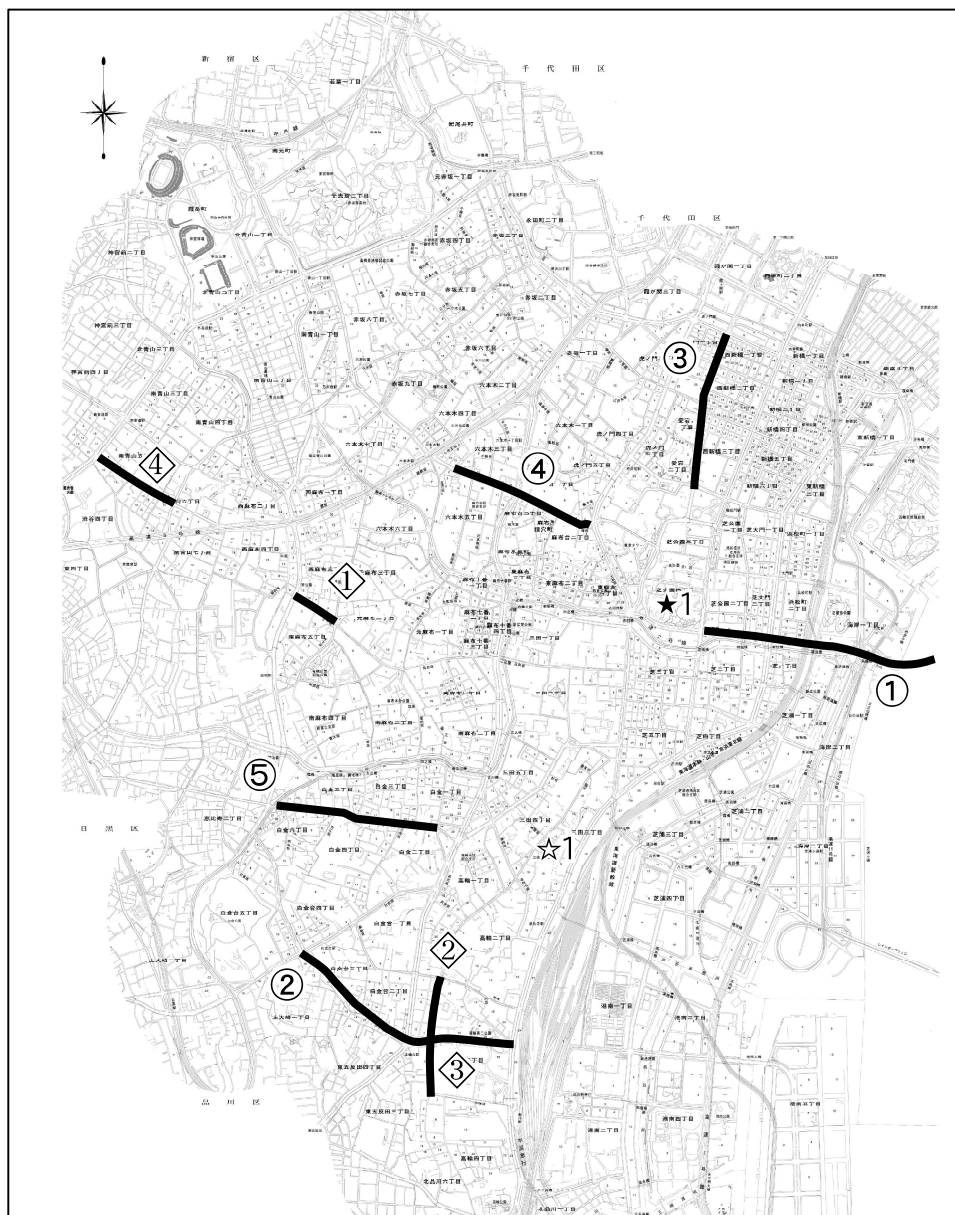


2 都市計画道路の優先整備路線および都市計画公園の優先整備区域



都市計画道路の優先整備路線		都市計画公園の優先整備区域	
都 施 行	① 環状3号線の一部 (放射20～放射18～中央区)	区 施 行	★1 芝公園の一部 (芝公園四丁目)
	② 環状4号線の一部 (放射19～放射3)		☆1 三田台公園の一部 (三田三・四丁目)
	③ 放射21号線の一部 (補助1～補助3)		
	④ 補助4号線の一部 (補助2～六本木五丁目交差点)		
	⑤ 補助11号線の一部 (白金2～環状4付近)		
	◇① 補助7号線の一部 (補助10～環状4)		
	◇② 補助14号線の一部 (高輪警察署前交差点～環状4)		
	◇③ 補助14号線の一部 (環状4～柘榴坂上)		
	◇④ 補助23号線の一部 (補助5～放射4)		

※ 最新の情報、詳細な区域については、東京都および区の窓口でご確認ください。

※ 優先整備路線は、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業計画)平成28(2016)年3月」で選定されたものとなります。

※ 優先整備区域は、「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」で設定されたものとなります。